

特徴

- 脂質の膜あり⇒水洗いでは落ちにくい
- 飛沫感染⇒感染者の咳やくしゃみ、会話で飛び散った飛沫を、吸い込むことで感染
- 接触感染⇒直接(握手・だっこなど) 間接(ドアノブ・手すりなど)に触れた手で、自分の口・鼻・目を触ると粘膜から侵入して感染
- 20℃プラスチック上で、SARS は 6～9 日、MERS は 48 時間以上残存する
- 潜伏期間は長くて1～12.5日間
- 潜伏期間中に感染力があるかどうかは不明だが、症状のある人からの感染がほとんど
- 症状は①発熱②呼吸器症状③倦怠感 が約1週間続く ほとんどは自然経過だが、一部に呼吸困難・肺炎がある
- 感染力の強い期間は症状が強い約1週間だが、病原体の排泄期間は完全に治癒するまで
- 気道からの分泌物と便から病原体(ウイルス)が排泄される
- ワクチンはない

健康管理

- 職員⇒各自出勤前に体温計測
⇒発熱(37.5℃以上)、呼吸器・消化器症状等あれば出勤しない
⇒解熱後 24 時間以上経過し、呼吸症状が改善しても、当該職員の健康状態に注意
- 入所者⇒発熱、呼吸器・消化器症状の確認⇒呼吸症状がある場合はマスク着用
- 職員の家族⇒発熱等の症状があっても職員自身に症状がなければ出勤しても構わない
- 濃厚接触者⇒症状がなければ原則として勤務制限の必要はないが、潜伏期間中(長めに14日間)は必ずマスクを着用する
- 免疫力を維持・向上させる⇒栄養・休息・水分補給・ストレス発散など

持ち込まない

- アルコール消毒・掃除⇒施設および職員の自宅で手が触れるあらゆる場所を、できる限り頻回に
- 共用タオルを使用しない
- 適切な換気⇒1～2 時間に 1 回
- 適切な温度・湿度⇒20～25℃ 50～60%を保つ
- 徹底した手洗い⇒出勤前・ケア前後・食事前など⇒せっけんをしっかりと泡立てる・30 秒以上指先を中心に手首までよくこする・流水で洗い流す・よく乾燥させる
- 手指消毒⇒十分な消毒液で手全体を乾燥するまでしっかりとこすり合わせる
- マスク⇒感染者からの飛沫感染予防(2m以内の飛沫)に有効⇒隙間があれば効果なし
- 面会制限⇒緊急時ややむを得ない状況を除き面会を制限することが望ましい⇒面会者は体温測定・発熱ある場合は断る
- 外部業者⇒物品の受け渡しは玄関など限られた場所で行う・立ち入る場合は体温測定

拡げない

- 咳エチケット⇒呼吸症状のある人は必ず着用し他者に感染させない
- 手洗い・うがい、マスク着用、エプロン着用、必要時手袋着用⇒サービス提供前など徹底
- 高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)の人⇒37.5℃以上または呼吸器症状が2日以上続いた⇒保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受ける
- 上記以外の人⇒37.5℃以上または呼吸器症状が4日以上続いた⇒「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受ける
- 疑いがある場合⇒原則個室
- 個室が足りない場合⇒同じ症状の人を同室とする
- 疑いのある利用者にケアや処置をする場合⇒職員はサージカルマスク着用
- 罹患した利用者が部屋から出る場合⇒マスクをする
- 担当職員⇒可能な限り分けて対応

管理体制整備

- (施設)長がリーダーシップをとる⇒感染管理責任者の任命⇒感染対策会議⇒情報集約
- 発症時⇒保健所等との連絡相談・関連医療機関の感染制御担当看護師との連絡相談・入所者家族への情報提供

算定・基準

- 新型コロナウイルス感染症への対応により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」等により柔軟な取り扱いが可能とされている
- 「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いの考え方を参考に、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能

※引用資料

- 「新型コロナウイルス感染症に係る件対応状況」2020年2月20日による「新型コロナウイルス感染症対応フロー」参照
- 厚生労働省老健局「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について(令和2年2月18日付事務連絡)」に関するQ&Aについて
- //「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」(令和2年2月23日)
- //「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る)における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月24日)
- 第3回県新型コロナウイルス感染症に係る対策会議資料(令和2年2月25日)
- 西順一郎、川村英樹(鹿児島大学大学院医歯学総合研究科微生物学分野鹿児島大学病院感染制御部)「社会福祉施設・学校・保育所等における新型コロナウイルス感染対策」8(令和2年2月25日)